

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

香川県知事

殿

徳島市国府町和田字居内32番地

協議者 住所 株式会社 後藤商店  
 氏名 代表取締役 後藤 浩久  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 088-623-0471



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	廃タイヤ
			種類	廃プラスチック類
			性状	原型状態(丸タイヤ)
			1年当たりの最大搬入量	30 t / 年
		名称	株式会社 後藤商店	
	所在地	徳島県徳島市昭和町 8 丁目 27		
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・使用済みタイヤ		
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝		
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 廃タイヤ専用の運搬車両を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で搬送します。 ・ 生活環境保全のための必要な処置 廃タイヤから悪臭や粉塵が搬出する恐れはありませんので特に搬送に際しては、積荷をネットで覆い荷台にしっかりと固定して飛散脱落を防止します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者指名：後藤浩久 連絡先：徳島県徳島市昭和町 8 丁目 27
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**【運搬経路】**

株式会社 後藤商店

〒770-0942 徳島県徳島市昭和町8丁目27

県道29号と国道11号から鈴江北の徳島自動車道に入る

西に進んで県道29号に向かう

左折して県道29号に入る

斜め右方向に曲がり、そのまま県道29号を進む

左折する

右折する(国道11号/徳島自動車道の表示)

県道 219 号/県道 29 号 に入る

右折して国道 11 号に入る

左車線を使用して 高松/神戸 方面の 徳島自動車道 のランプに進む  
有料区間

分岐を右方向へ進み 松山/高知 の標識に従って 徳島自動車道 に入る  
有料区間

徳島自動車道 を 美馬市 拝原 まで進み、脇町 IC で 徳島自動車道 を出る

脇町 IC 出口を 国道 193 号/脇町/穴吹/高松 方面に向かって進む  
有料区間

国道 193 号 を進み、さぬき市 前山 の 県道 3 号 まで行く

左折して国道 193 号に入る

右折して国道 377 号に入る

多和駐在所前（交差点）を直進して 県道 3 号 に入る  
目的地は前方左側です

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2